

官報

号外 昭和四十三年四月十二日

○第五十八回 参議院會議録第十二号

昭和四十三年四月十二日(金曜日)

午前十時三十分開議

○議事日程 第十二号

昭和四十三年四月十二日

午前十時開議

第一 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案(趣旨説明)

第二 新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第三 日本学校安全会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、請願の件

以下 議事日程のとおり

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

同

地方行政委員

法務委員

同

大蔵委員

同

同

文教委員

同

同

社会労働委員

農林水産委員

同

同

運輸委員

同

建設委員

同

同

同

同

同

大森 久司君

山本 杉君

平島 敏夫君

大谷 實雄君

小山邦太郎君

鬼丸 勝之君

鈴木 万平君

大谷 謙之助君

井野 碩哉君

竹中 恒夫君

矢追 秀彦君

館 哲二君

中津井 真君

植木 光教君

北條 浩君

仲原 善一君

佐藤 隆君

内田 芳郎君

小林 篤一君

中山 福蔵君

柴田 栄君

江藤 智君

成瀬 幡治君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

同

地方行政委員

法務委員

同

大蔵委員

同

同

文教委員

同

同

社会労働委員

農林水産委員

同

同

運輸委員

同

建設委員

同

同

同

同

同

柴田 栄君

館 哲二君

仲原 善一君

鈴木 万平君

中山 福蔵君

植木 光教君

大谷 實雄君

竹中 恒夫君

佐藤 隆君

大谷 謙之助君

北條 浩君

山本 杉君

小林 篤一君

鬼丸 勝之君

矢追 秀彦君

平島 敏夫君

井野 碩哉君

江藤 智君

中津井 真君

小山邦太郎君

大森 久司君

内田 芳郎君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

議院運営委員

同

公職選挙法改正に関する特別委員

同

同

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

公職選挙法改正に関する特別委員

同

同

同

同日決算委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 田村 賢作君(田村賢作君の補欠)

同日議員から左の議案が提出された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

看護婦国家試験の受験資格の特例に関する法律案(藤原道子君外二名発議)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを物価等対策特別委員会に付託した。

消費者保護基本法案(砂田重民君外二十四名提出)

予算委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

柳岡 秋夫君

前川 旦君

大橋 和孝君

田代富士男君

瓜生 清君

春日 正一君

瀬谷 英行君

中沢伊登子君

近藤 信一君

小柳 牧衛君

高橋文五郎君

大竹平八郎君

北畠 教真君

任田 新治君

小林 章君

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

昭和四十三年四月十二日 参議院會議録第十二号 議長の報告 會議 請暇の件 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案(趣旨説明)

同日議長は、左の議員提出案を社会労働委員会に付託した。

最低賃金法案(小平芳平君外一名発議)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

国立病院特別会計法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

最低賃金法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を社会労働委員会に付託した。

最低賃金法案(河野正君外九名提出)

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

看護婦国家試験の受験資格の特例に関する法律案(藤原道子君外二名発議)

同日委員長から左の報告書が提出された。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

物品税法等の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

物品税法等の一部を改正する法律

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
昨十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員

戸田 菊雄君

大橋 和幸君

柳岡 秋夫君

加瀬 完君

田代富士男君

瓜生 清君

春日 正一君

石本 茂君

瀬谷 英行君

小野 明君

中沢伊登子君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

北村 暢君

瀬谷 英行君

小野 明君

山本伊三郎君

小平 芳平君

片山 武夫君

須藤 五郎君

市川 房枝君

大橋 和幸君

柳岡 秋夫君

瓜生 清君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し

た。

公職選挙法改正に
関する特別委員

同

同

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

公職選挙法改正に
関する特別委員

同

同

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十八回
国会政府委員に任命することを承認した旨回答し

た。

科学審議官 高橋 正春君

〇議長(重宗雄三君) これより本日の會議を開き

ます。

この際、おはかりいたします。

奥村悦造君、館哲二君からいずれも病氣のため

会期中、田村賢作君から海外旅行のため来たる十

七日から八日間、それぞれ請暇の申し出がござい

ました。

いずれも許可することに御異議ございません

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

よって、いずれも許可することに決しました。

〇議長(重宗雄三君) 日程第一、原子爆弾被爆者
に対する特別措置に関する法律案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六条の二の規定に

より、提出者からその趣旨説明を求めます。國田

厚生大臣。

〔國務大臣國田直君登壇、拍手〕

〇國務大臣(國田直君) 原子爆弾被爆者に対する

特別措置に関する法律案について、その趣旨を御

説明申し上げます。

昭和二十年八月、広島市及び長崎市に投下され

た原子爆弾の被爆者につきましては、昭和三十三年に制定された原子爆弾被爆者の医療等に関する

法律により、医療の給付、健康診断等を行ない、

その健康の保持及び向上をはかってまいったので

ありますが、原子爆弾の傷害作用の影響を受けた

者の中には、身体的、精神的、経済的あるいは社

会的に生活能力が劣っている者や、現に疾病に罹

患しているため他の一般国民には見られない特別

の支出を余儀なくされている者など、特別の状態

に置かれている者が数多く見られるところであり

ます。したがって、これらの特別の状態に置かれて

いる被爆者に対する施策としては、医療の給付等

の健康面に着目した対策のみでは十分ではなく、

これらの被爆者に対して、その特別の需要を満た

し、生活の安定をはかることが必要であると存じ

ます。このことにつきましては、昭和三十九年に

行なわれました衆参両議院の決議、その他関連法

律の制定の際の附帯決議等におきましても強い要

望のあったところでありまして、政府といたしまして、昭和四十年において被爆者の実態調査を実施するなど、被爆者対策の総合的な改善について慎重に検討を進めてまいったのでありますが、このほどようやくその成案を得、ここに原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、現行の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に基づき、その負傷または疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けた者であつて、その認定にかかる負傷または疾病の状態にある者に対し、月額一萬円の特別手当を支給することとしたしております。

第二に、特別被爆者、すなわち原子爆弾の放射線を多量に浴びたと認められる者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の原子爆弾の影響との関連が想定される障害を伴う疾病にかかつている六十五歳以上の者、一定の身体上の障害がある者または母子世帯の母もしくはこれに準ずる者に対し、月額三千円の健康管理手当を支給することとしたしております。

第三に、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に基づき、その負傷または疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けた者であつて、同法による医療の給付を受けている者に対し、従来、同法により医療手当を支給していた

のでありますが、これをこの法律に移行させることとしたしております。

第四に、特別被爆者であつて、一定の精神上または身体上の障害により介護を要する状態にあり、介護に要する費用を支出している者に対し、介護手当を支給することとしたしております。

第五に、国は、特別手当、健康管理手当及び医療手当にかかる事務の処理及びその支給に要する費用を交付することとし、また、介護手当の支給に要する費用についてはその十分の八を、その事務の処理に要する費用についてはその二分の一を負担することとしたしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。中村順造君。

〔中村順造君登壇、拍手〕

○中村順造君 私、ただいま趣旨説明のありました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案に対しまして質問をいたすものでありますが、私の質問は、日本社会党を代表するものであると同時に、いまから二十三年前、世界人類史上初めての原子爆弾の強烈な熱線、爆風、放射能によって瞬時に生命を失った幾十万の同胞と、みづからの身体を放射能障害におかされつつ、戦争を憎み、アメリカの非人道をのろい、日本政府の非情と無策

を嘆きつつ、平和を求めて世を去った幾万の原爆犠牲者や、今日、かろうじて生命を失うことは避け得たとはいへ、おそるべき原爆障害にさらされ、大量無差別殺傷による家族の破壊は相互の肉親を支離滅裂にし、一瞬にしてすべての財産と職を失い、いまなお病軀と貧困に苦しむ数多くの原爆被爆者の立場に立つた質問でありますことを、まず御理解願いたいと思つております。(拍手)

提案の趣旨にもありますように、認定被爆者約三千六百人に対しまして月額一萬円の特別手当を支給するほか七項目でありまして、確かに、昨年度の被爆者に対する予算額二十八億余円に比し本年は四十五億余円と、十七億円の増額になり、従来より一歩半歩の前進のあったことは、私としても率直に認めるところであります。しかしながら、事ここに至るまでの経過や、本法律の立法の趣旨や、援護措置に對しては、私は限らない不満と憤りを感じるものであります。

以下、本法律の基本的な問題として、総理にお尋ねをいたしますが、最近の核武装論やベトナム侵略の論議の中で、第二次世界大戦の末期、すなわち昭和二十年八月、時の日本政府は敗戦を覚悟し、ソ連政府に和平あつせんを申し出をし、みづからの戦争遂行能力のないことを表明したのであります。これに対し、アメリカのトルーマン政府は、そのことを十分知りながら、軍事的には何らの意味のない残酷な原爆投下を行なつたと、英国の原水爆問題の権威者ブラケット博士は指摘をい

たしました。また、同じ英国の人道主義者バートランド・ラッセル卿は、ベトナム戦争国際裁判の日本へのアピールの中で、このことをして、アジア人をモルモットがわりに使つたと指摘をいたしました。こうした事情の中で敗戦という冷厳な事実と直面して日本政府は、原爆投下という明らかに国際法違反に対し、サンフランシスコ条約第十九条によつて、アメリカの不法な行為の追及とその損害の請求権を放棄したのであります。私がいまさらのようにこのことを持ち出した理由は、原爆被爆の犠牲者に対する日本政府の方針が、一貫して一九五一年のサンフランシスコ条約の日本政府の態度に密接に関連しておるからであります。

すなわち、被爆後十二年たった昭和三十三年四月に、被爆者に対する臨床上の保護を目的に、ようやく原爆医療法の成立を見たことは、少なくとも十二年間は被爆者に対し何らの保護もなく、全く路傍の石のごとく捨て去られていたということでありまして、さらに、医療法が実施されて以来、また十年の長きにわたりまして、原爆被爆者の援護法制定への血の叫びも、わずかに四回にわたつて行なわれた医療法改正によつて、この被爆者救済の叫びは無視されたのであります。問題はそればかりでなく、昭和三十九年三月、本院における原爆被爆者援護に関する決議案上程に至るまでの過程におきましても、援護決議に對しては、その当時においてすらも、対米感情、サンフランシスコ

昭和四十三年四月十二日 参議院會議録第十二号 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案(趣旨説明)

二三四

条約の権利放棄等の事情などから、原爆被爆に対する論議は極力これを避けんとし、時の政府も、この問題処理に關しては、全く不誠意さわるものであり、昭和三十三年三月及び四月の衆参両院における援護決議すら無視してまいつたのであります。

その後さらに四年、特に佐藤内閣成立以来、二度目の旧地主に対する報償がなされ、さらに外地引き揚げ者の在外財産の補償などが実現する中で、ひとり原爆被爆者の国家的保障は取り残されてきたのであります。

そこで、総理にお尋ねいたしますが、去る四月二日、衆議院本会議におけるわが党山田町目君の質問に答えられた総理の御答弁は、その措置のおそきに失し、内容もこの法律自身がこれで万全なものでないことをお認めになっておりますが、この際、私が申し述べた戦後二十三年來の経過の中で、無辜の国民數十万人がアメリカの非人道的大量殺りく兵器・原子爆弾により殺傷された事実に対し、その損害の請求権を日本政府が放棄した事実にかんがみ、政府が、被害者に謙虚に感謝する意味で、さらに百歩を進めた国家保障をすべきであると存じますが、総理の御所信を求めます。

(拍手)

なお、山田君への御答弁の中で約束された葬祭料の前向き検討とは、実現するものと理解して差しつかえないかどうか、あわせてお答えを願います。

次に、國田厚生大臣に対し、以下四つの点について質問をいたします。

その第一は、原爆死没者等の被害実態調査についてであります。

厚生省は去る四十年十一月に原爆被爆者実態調査を実施し、四十二年二月「基本調査の概要」を、同年十一月「健康と生活調査の概要」をそれぞれ発表しました。また、あなたを含めて歴代厚生大臣は被爆者の援護法制定への痛切な叫びに對して、「被爆者実態調査の結果を待つて施策を検討する」と幾たびとなく言明されました。

しかるに、この実態調査が一たん発表されるや、その内容の不完全、不正確について、多くの専門家や関係者から深刻な批判が浴びせられておることは、厚生大臣も十分御承知のことと存じます。こまかい問題点の議論は委員会の論議に譲りますが、原爆死没者及び原爆死没者の遺族の実態把握が、この調査で欠落しておることは、調査の根本的な欠陥であります。そもそも、被爆後二十一年に及ぶ昭和四十年まで、世界唯一の被爆国日本において、広島、長崎の原爆被害の全体を把握する本格的努力がただの一回も日本政府において行なわれなかったことは、私の絶対に理解できないところであります。

被爆直後は、占領軍の妨害を口実にし、対米感情優先の配慮から、また今日においては年月の経過を口実に、その困難さを理由に、永久にこの問題をやみからやみに葬むことは断じて許されな

いのであります。なぜならば、原爆死没者の実態やその病状等を調査し、その実態を把握することなくして、人類未曾有の惨禍である広島、長崎の被害は、その全容を明らかにすることができず、また、生存被爆者への的確な対策や遺族援護のための基礎資料を提示することが不可能であるからであります。そこで、この際、政府は原爆死没者等の実態把握のための調査の準備と意向があるかどうか、明確な答弁を求めます。

その第二は、認定被爆者の範囲の再検討についてであります。

政府が今回提案した原爆被爆者対策を概括して言えることは、第一に対策の重点をきわめて少数の認定被爆者に限定したこととあります。特別手当、医療手当は約三千六百名の認定被爆者を対象としており、昭和四十二年三月末現在、政府自身が認めておる登録被爆者三十一万一千六百九十五名の、実にこの数は一％強にすぎないのであります。また、その他、健康管理手当支給対象人員一万六千人も登録人員の五％にすぎないのであります。今回の施策の支給対象が以上のように非常に狭いものであり、残余の被爆者は全く取り残され、認定被爆者その他の被爆者との対策に著しい格差のあることは、被爆者対策として重大な問題があらわれます。政府は、従来、この認定制度は医学の立場を尊重しているといいますが、たとえば原爆小頭症が認定疾患に加えられたのは実に昨年のことであり、医学の権威も、事、原爆に關しては

一〇〇％適用されないことを考慮に入れ、現在多くの被爆者が不治の病床にありながら、厚生大臣の認定疾患にも入れられず、せつかくの健康管理手当の対象とならず、むなしく死を待つ状態に置かれており、しかも、人命の問題は一刻を争う問題であります。政府は、この際、多くの現場の担当医師や研究者からその不合理性を指摘されておる認定制度を、医学の権威に名をかりて固執することなく、積極的に人道的、科学的に政治的配慮を行ない、被爆者の健康と生活擁護のため再検討を行ない、万全を期する用意があるかないか、明確な答弁を求めます。

その第三の点は、障害年金、遺族年金等の制度確立のための原爆被害者援護審議会の設置についてであります。

原爆の障害によって就職や結婚の道を閉ざされ、生涯悲運に泣く被爆者に対して、国の責任において年金を交付することは当然のことであり、原爆孤老、原爆孤児など、今日まで原爆によって苦難の道を余儀なくされた者、さらに今後、原爆症によって一家の支柱を失い、路頭に迷う遺族のあることもきわめて現実の問題であります。これが日本国家の戦争遂行行為による原爆被災によつてもたらされたものである以上、国家の弔慰と遺族の援護はまた当然のこととあります。政府は、これらの原爆犠牲者に対し、弔慰と補償の責任を果たす意向があるかどうか、この点、総理の御答弁を求めると同時に、厚生大臣には、これら

の補償制度の確立及びその他の援護措置の運用のため、原爆被害者援護審議会をすみやかに設置し、各方面の有識者や被爆者の意見を尊重して運営する意向があるかどうか、御答弁を求めます。

また、この際、特に厚生大臣に一言申し添えておきますが、過日の衆議院における山田君の法律の名称に関する質問に対する答弁の中で、遺族援護その他の援護法があるので、これと混同しないためと答弁されておりますが、この御答弁こそ、およそ今日までの被爆者に対する政府の意識的な無為無策を物語るものであり、これこそ援護の字句に二十三年間抵抗した政府官僚機構を代弁されたものとして、強く遺憾の意を表明しておきます。

これに対する答弁は必要ありません。

その第四は、沖縄の被爆者に対する本法適用についてであります。

沖縄における経済的、社会的事情、医療保険制度、専門医、専門医療機関の実情等については、厚生大臣は十分御理解を得ていると存じますが、沖縄在住被爆者に対しては、政府の新たな施策が本土並み、かつ、本土における施行と期を同じくして適用されるものと理解いたしますが、この点、大臣の御見解を承ります。

次に、大蔵大臣に一点だけ、特別手当と生活保護費の併給についてお尋ねいたします。

今回の政府提案は、認定被爆者に特別手当一万円が支給されるものでありますが、その認定被爆者が生活保護を受けている場合、せっかくの特別

手当は収入認定され、全額併給とならず、その半額が加算されるというわけてありますが、私が先ほど申し述べましたように、認定制度には問題があつても、現実に認定疾患に苦しみ、かつ、生活保護を受けなければならない状態は最も悲惨な状態であり、病苦と貧困の悪循環の極端にあるものといわなければなりません。このような原爆被害者に対し、政府は非情にも、全く異質な原爆被害による特別手当と生活保護費を、ことさらに混同する解釈のもとで処理することの矛盾に対し、大蔵大臣に、衆議院における答弁のように今後十分検討するといった答弁ではなく、具体的な答弁を求めます。

最後に、赤間法務大臣にお尋ねいたしますが、昭和三十八年十二月七日、東京地方裁判所古岡裁判長の判決文に対する政府の所信についてであります。その判決の本文の末尾において、裁判長は、国家の戦争開始の責任と被害の救済について言及し、その職責を果たすものは、立法府である国会と、立法に基づき行政府である内閣において果たすべき職責であることを強調し、特にその最後に、「終戦後十数年を経て、高度の経済成長をとげたわが国において、国家財政上これが不可能であるとはとうてい考えられない。われわれは本訴訟をみるにつけ、政治の貧困を嘆かずにはおられないのである。」と言っておるのでありますが、この判決が出されて、すでに五年、口を開けば常に法の順守を説く政府の立場から、こうした判決文

に対し、法務大臣はいかなる心境と具体的な御意見を持っておられるか、御答弁を求め、政府の無謀な戦争政策の犠牲となられた原爆被害者に対し一日も早く、あたたかい援護の措置の講じられることを期待して、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 中村君にお答えいたします。

確かに、原爆被害者に対する援護、これはおそきに失したと、かように思います。今回、両院の決議等を尊重し、政府も、超党派といえますが、各党派の御賛同のもとにこの特別措置法を立法いたしましたのでございます。

これを国家の国家保障の政策として取り上げるのか、こういう御意見でございますが、御承知のように、今回私も取り上げておりますのは、社会保障施策のその一環としてこれを取り上げたのでございます。私は、そういう意味で、ただいまの状態でこれが万全だと、かように申すわけじゃございませんで、さらに必要に応じて今後ともその整備についての検討を進めていく考えでございます。

また、私が衆議院の山田正君に答えましたように、この原爆被害者は今日なお月平均六名程度の死亡者がある、かように伺いました。私は、これらの方々のその話を聞きましてたいへん心を痛めたものであります。そういう意味で、これらに対して葬祭料を出したらどうか、こういうふうなお

話がございました。そういう点については前向きで考えるというお約束をいたしました。したがって、この考えにはただいまも変わりはありません。皆さん方の審議の過程におきまして十分これらについて適当な方法を考えていただきたい、かように思います。

その他一般の問題につきましては、ただいま申しましたように、さらに必要に応じて検討を続けていくということで御了承いただきます。(拍手)

〔国務大臣國田直君登壇、拍手〕

○国務大臣(國田直君) お答えいたします。

まず、第一番に、本法律案を実施するまでにいつの実態調査に対しての御意見でございますが、この調査は関係各界の学識経験者の意見を十分取り入れて実施したものでありまして、現在の法律案を実施するについては一応成果をあげたものと考えております。しかしながら、法律案の成立をかりにお許しになった後におきまして、この法律案の欠陥あるいはその他等出てまいりましたれば、逐次これにに応じてそれぞれさらに調査を進めていきたいと思っておりますが、ただ、死没者の調査については、今日とその当時とは家族構成が非常に変わっておりますこと、それからもう一つは、即死した方以外は、なかなか原爆によるものとそうでないものとの判断等も困難でございますから、非常に困難を来たしておるわけでございます。

二番目には、現行の被爆者認定制度が不適当で

昭和四十三年四月十二日 参議院會議録第十二号 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案(趣旨説明)

ある、もつと拡大しろという御意見であります。が、これも、御承知のとおり、放射線医学会の専門家等の学識経験者によって構成された原爆医療審議会の意見で、もっぱら病気が原爆の傷害作用に基因するものであるかという医学的な判断によってやられておるわけでございます。しかしながら、これについてもいろいろ不十分な点があれば、さらに検討して、その範囲については研究してみたいと考えております。

被爆者の総数に対して、現実はこの措置法によって給付される方が非常に少ないということでございますが、これは多年の間、懸案になっておりましたものがようやく一歩を踏み出したということで、不十分な点も相当ございますが、いま総理が言われたとおり、補償という趣旨のものではなくして、ただいまお願いするものは、被爆者の特別の状態、特別の環境というのから、特別の方々に對し措置をしたいという観点から出ておるわけでございます。したがって、全部の方々というわけにまいりませんが、四十三年度の施策としては、この法律による措置のほかに、健康診断の内容の充実、被爆者援護法の設置、原爆病院の内容の整備等を考えておりまして、広い範囲において、これにはずれた方々の福祉にも役立つと考えております。

次には、遺族年金の給付についてでございますが、今回提案の特別措置法によって給付される特別手当、それから健康管理手当及び介護手当に

よつて、御要望の趣旨は基本的には満たされておると考えておりますが、遺族年金につきましては、原爆の影響による死亡者の調査が困難であつて、いままですて手をつけてないという関係と、もう一つは、この法律が医療法と同様に、旧軍人軍属に對する措置法とは異なつておりまして、生存されておる被爆者の方々の特別の事情に對して、社会保障の一環として特別の措置を講じようとするものであるという趣旨から、遺族年金については、いまのところなかなか困難であると考えております。これは、この法律案が可決されたあとにおきまして、その実施について学識経験者の御意見、被爆者の要望等を考慮して、遺憾なきを期したいと考えておりますが、現行の審議会をそのまま改組していくか、あるいは新たに検討するか、どちらにしたほうがいいか、あるいはいまの審議会を名前を変えて一部改編をするか、こういうことはただいま検討中でございます。

次に、措置法の名称を援護法に変えよ、こういう御意見であります。これは御承知のとおり、一つは、既存の旧軍人軍属等に関する補償の措置とまぎらわしいことと、もう一つは、この法律の特別の措置を講じようとする趣旨から特別措置法にしたわけでございます。

次に、特別措置法は沖縄に適用されるかどうかということでございますが、沖縄在住の原爆被爆者に対しては適用されません。しかし、四十一年十一月、琉球政府は、原子爆弾被爆者の医療等

に関する実施要綱を制定し、本土の原爆被爆者医療法によると同様の措置を行なうこととして、日本政府としては、これに對し所要の財政援助を行なつております。今回の新しい立法措置等につきましても、この措置と同様、沖縄の被爆者が本土と同様の措置が受けられるよう種々配慮してまいり所存でございます。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○国務大臣(水田三喜男君) 御指摘のありました特別手当と生活保護との関係でございますが、この問題につきましては、ただいま厚生省におきまして特別手当の支給の趣旨が生かされるような調整措置をとりたいと、こういう考えのもとにいま検討が進められておるときでございますので、大蔵省としましては、厚生省と十分協議の上、適切な措置を講ずるよう配慮したいと考えております。(拍手)

〔国務大臣赤間文三君登壇、拍手〕

○国務大臣(赤間文三君) お答えを申し上げます。昭和三十八年の東京地裁の原爆の判決に関する御質問でございます。これは、御承知のように、広島、長崎に対する米国の原爆投下が国際法の違反であるということを判決が明示し、第二審目には、これに對して米国並びに米國大統領に對して損害賠償の請求権を要求したのであります。が、この判決によつては、それは認められなかつた。したがって、日本政府に對する損害賠償の請

求がせられたのでございますが、これも認められなかつたというのが、この判決の骨子になっております。

第一のこの原爆の投下が国際法違反であるかどうかという点については、いろいろな議論がありまして、まだ定説がきまつておりません。しかしながら、私は、今日の場合において、これがほんとうに国際法の違反であるかどうかということ、純粹な法律論としてはなお研究を要する点がある、かように考えております。

それから、第二の損害賠償の点につきまして、これは米國及び米國大統領に對する損害賠償ということは成り立たないというふうになっておりますが、判決のとおりにおきましては、どういふうで、損害賠償というものは米國に對しても成り立たず、日本政府もこの義務はないという判決が私は適當であると思ひますが、政府といたしましては、こういう困つた方々に對しましては、物心両面からできるだけだけの措置を講ずることは、お述べになりましたとおりでございます。今日までも政府はいろいろな措置を講じましたが、今回、原子爆弾被爆者に對する特別措置に関する法律案を出したのもその一つのあらわれでございます。が、私は、とにかく財政の許す限りにおきまして、被爆者に對しましては、物心両面からできるだけだけの措置を講じていくことが政府のとり方針であると、そのように考えておる次第でございます。

す。

なおまた、これとあわせて、核兵器の使用の禁止に関する国際協定というものに、皆さまがたとどもひとつ努力をして、この核兵器使用禁止に関する国際協定の成立にも今後全力をあげて努力をしていかなければならぬ、さように考えておりますので、御了承を願います。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。中倉根運輸大臣。

〔国務大臣中倉根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中倉根康弘君) 新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

新東京国際空港は、将来における航空輸送需要の急激な増大と航空機の急速な進歩に対応できる国際空港として建設されるものでありますが、これが建設に当たると新東京国際空港公団においては、当面の最大の課題として空港用地の確保に全力をあげているところであります。

ところで、新空港の敷地予定地の一部は、国有

地である下総御料牧場によって占められておりますので、その移転先として空港公団は、目下栃木県高根沢地区に新御料牧場を建設しており、その竣工後においてこれと下総御料牧場との建築交換を行ない、同牧場敷地を取得することとしたしております。

しかし、下総御料牧場は新御料牧場より大きいので、この建築交換後において残地が生じますので、当該残地を空港公団に現物出資することによりこれを同公団に取得させ、もって新空港の建設に資することとする必要があります。

このため、空港公団に政府が土地または土地の定着物を追加して出資できることとしたそうとするものであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し質疑の通告がございます。発言を許します。木村美智男君。

〔木村美智男君登壇、拍手〕

○木村美智男君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案のありました新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案及びこの法律に関連する二、三の問題について、佐藤総理並びに関係閣僚に対しそれぞれ質問をいたします。

まず最初に、佐藤総理に伺いたいのは、政府の基本的な交通運輸政策に関してであります。総理は就任以来、あらゆる機会を通して、交通運輸政策の基本は陸、海、空を通じて安全、迅速、正確

でなければならないこと、なかんずく安全については最も力をいたすべきことを強調し答弁をいたしております。

そこで、総理が最も強調される安全の確保、この立場から、日本社会党は、昨年第五十五国会に交通安全基本法案を提案いたしました。が、仄聞するところによると、自民党もこれに刺激をされてか、目下同じく交通安全基本法をつくる準備をいたしておるといふことであります。

ところが、いわゆる自民党案は陸上における交通安全のみを取り上げておるやに聞いておるのでありますが、いまや交通の混乱と渋滞、そうして交通地獄による事故の発生は、不幸にして史上最高のペースで進んでおりますが、これはひとり陸上のみならず、海も空も同様の危険にさらされておるのであります。したがって、国民は、命と暮らしを守るための具体的な事故防止対策を切望しております。このような国民の要望にこたえるためには、伝えられるような陸上のみで交通安全基本法ではきわめて不十分であると考え、この点に対する自民党総裁としての総理の基本的な考え方を、お答え願いたいのであります。

次に、航空の長期展望について主として運輸大臣に質問をいたします。

最近における航空の発展は、単に量的なものにとどまらず、質的転換ともいふべき飛躍の段階を迎えておるのであります。そのために航空機材の技術革新と航空需要の増大という条件変化に対処

して、政府は、一つには高度の安全確保、二つには国際航空における地位の向上、三つには、国内航空の大衆化という三本の柱を立て、新時代の要請にこたえ得るよう新航空五カ年計画を策定し、閣議了解のもとに、その具体的措置を進めようとしておるのであるが、そこで、次の諸点について伺いたないのであります。

第一に、政府のいう航空の長期展望は、昭和四十二年を初年度とする五カ年間の展望にしかすぎず、おせじにも長期展望などとは言えない内容のものであります。そこで運輸大臣に伺いますが、航空新時代を迎える長期の展望として、これではたして十分なものであるとお考えであるのか、それとも新しい政策をお持ちであるのか、この点、明確にお答え願いたいのであります。

第二は、今後にとるべき方策の中で、航空輸送事業の基盤の強化ということがうたわれており、政府は現に、日本航空株式会社法に基づく出資と補助金の交付を行なっていますが、日航の事業計画によれば、国際航空のシェアの拡大、国際競争準備のため、新型機材の導入が計画されております。すなわち、昭和四十三年から四十四年にDC 8型60シリーズ、いわゆる長胴型十機、四十五年から四十六年にボーイング474、いわゆるジャンボージェット六機、四十七年から四十八年にコンコード巨人機三機、そして五十年以降、米国SS T、マッハ二・七といわれる超音速巨人機五機の計二十四機をすでに発注済みと聞いておるのであ

ります。

そこで、これだけの機材購入をするには、特別に多額の資金を必要とすることは言うまでもないのでありますが、その調達方法について政府はどのような援助を行なうのか、運輸大臣に伺いたいのであります。

なお、この資金調達については、増資のほかは政府が保証する借入れ金があるわけでありすが、大蔵大臣に、外国輸銀からの借入れについて、どういふ見通しを持っておられるか伺いたいののであります。

また、このような大がかりな機材の購入によって当然、航空機塔乗員を増員しなければならぬのでありますが、この点どうするのか。すでに策定している航空大学の拡充整備計画は、きわめて不十分と考えるのでありますが、この点、いかなる見解をお持ちであるか、運輸大臣に明確にお答えをいただきたいのであります。

第三は、航空機乗員に対する国家試験についてであります。

第一線パイロットとしての機長・副機長、機関士・航空士など、資格別には二十五の部門があるにかかわらず、試験官の現在員は、わずかに全国で十五人にすぎないのであります。このような要員不足で、十分な責任体制がとれるとお思いですか、きわめて重要な部門でありますだけに即刻、試験官の増員を行なうべきであると思つておりますが、この点運輸大臣はどう考えられますか。

か。

また、今日ただいまのところ、日本にはジェット機の訓練並びに試験のための飛行場が一つもないのであります。このため大型機については、年間二百名をこえる人たちが、受験のために渡米している現状であり、したがって中小航空会社の所属や個人では、試験すら受けられないという状況にあります。このことは、今後の航空界の発展に対応する体制として、きわめて不十分であるとともに、その経済性から見ても、即刻解決をはかるべき課題であり、したがって大型機の訓練並びに試験に使用する飛行場を、国として持つべきであると思つておりますが、この点、特に佐藤総理と中曽根運輸大臣の所信を聞きたいのであります。

第四は、国内航空の大衆化ということに関連しての質問であります。

国内航空の大衆化とは、すなわち国民の足としての航空であります。航空が一般輸送機関としての地位を確立するための要件は、運賃の低廉化にあると思つております。そのためには、航空企業の再編成の問題も当然からんでくるのであります。日航に関しては、国際航空も好調に向かい、国内航空では大きな黒字を経営の上で記録するに至つてゐるのでありますから、この際、先を見越して運輸大臣は航空運賃の値下げについて運輸審議会に諮問すべき時期に來ていると思つて、どうお考えでありますか。

さらに、経済企画庁長官に伺いたいののであります。

が、最近、政府主導型の物価引き上げに便乗する値上げが流行となつてきております。このようなきにこそ、航空運賃引き下げの問題は、物価抑制の観点からも十分検討に値する問題であると思つております。

この点物価の元締めである宮澤経済企画庁長官は、どのように考えておられるか、見解を伺いたいののであります。

第五に、航空法の改正について質問いたします。

さきに述べた航空五カ年計画によれば、運輸の安全を確保するためには、安全基準の確立をはかることが明示をされております。このことは、近い将来航空法の改正を行なうことを意味するものなにかどうか。もし、改正する方向であるとするならば、航空基本政策の最も重要な安全問題については特に慎重を期すべきであり、この場合には、当然、航空審議会に対して諮問を行ない、さらに、アタスコのみならず、学識経験者を網羅している航空政策委員会、現場の実務を担当している航空安全推進会議などの意見を広く聞くべきであり、万一にも安全基準を低下させるような航空法の改悪ということは絶対にやるべきでない、このいふふうに思つておりますが、この点、運輸大臣の所見をただしておきたいのであります。

次に、再び佐藤総理にお尋ねをいたします。新東京国際空港の建設事業をめぐる政府の政治責任についてであります。

政府並びに空港公団が新空港公団法に基づいて成田市三里塚に建設しようとしている新国際空港の建設事業が、今日なお地元農民の根強い反対があつて、軌道に乗っていないことの原因は、佐藤内閣の官僚主義的、非民主的行政にその責任の大半があると思つております。すなわち、昭和三十一年に出された航空審議会の答申によれば、新空港の候補地は、浦安、霞ヶ浦、富里の三地区であり、現在問題になつてゐる三里塚は、その候補地にすらあがってゐなかつたのであります。

ところが、これら三カ所が現地の反対運動によつて挫折するや、飛行場用地として必要な気象条件、排水状況、土質等に対する十分な調査も行なわず、現地住民との話し合いも持たず、その意思を確かめることもなく、友納千葉県知事に相談したというたゞ一つの理由をもつて、四十一年七月四日、急遽閣議決定を行ない、翌五日政令の公布という、全く一方的、官僚的行政措置をとつたところに、今日までの混乱と、延び延びになつた最大の原因があつたと思つております。

政府は、航空審議会の答申した候補地が断念のやむなきに至つた際、再度審議会に付議するか、担当大臣を事前に現地に派遣して、親身になつて住民の声を聞くなど、農民の理解と協力を求めるための慎重な配慮が必要であつたにかかわらず、これを怠つた政治責任をどう考えられるのか、反省を含めた総理の所見を聞きたいのであります。

次に、新国際空港の規模について質問いたします。

新空港は、提案の御説明にもありましたように、巨人ジェット機、超音速機の発着、航空貨物の発展等の航空界の変革に応じて建設されなければなりません。従来の概念からすればまさに革命的な変革が求められるのであります。この点から考えますと、新空港の規模は、はたして将来の航空に対応できるのかどうか、いささか疑問を抱かざるを得ないのであります。

新空港計画の当初、敷地面積は七百万坪を予定したにもかかわらず、その後三百二十万坪に減少されました。国際線大型ジェット機は、四千メートル滑走路しか使えないのであります。したがって、国際線が主となる新空港においては、国際線航空機の処理能力という観点からみますと、新空港の使用限界の時点は予想よりも早いと技術専門家は指摘しているところでありま。事実、今日までの国会における政府側答弁も、おおむねこの意見を肯定することく、新空港の供用開始後、大体十年先の時点と推定しているのであります。これでは新空港公団法第二条に規定する「長期にわたつての航空輸送需要に対応することができるとものであること」という長期の条件を満たすことにならないと思うのであります。

ちなみに、現在においてすら諸外国の飛行場はどうかというと、パリのオリオール空港四百八十万坪、ローマのレオナルド空港五百万坪、アム

ステルダム四百六十五万坪、ニューヨークのケネディ飛行場六百万坪、シカゴのオヘアに至つては八百二十万坪の広さであります。しかも新空港の供用開始予定が三年後という時期を考慮に入れれば、なおさら狭隘の感を深くせざるを得ないのであります。この点、佐藤総理は、空港の規模と公団法第二条との関係をどのように御説明なさるか、明快なお答えをいただきたいのであります。

次に、外務大臣に質問いたします。

日米安保条約第六条並びに地位協定第五条によれば、米軍から、軍事目的のため飛行場の使用申し出があれば、政府はこれにこたへ、施設や区域の提供を義務づけられており、これを拒否できないとの見解をとっています。

しかしながら、今日、羽田には月平均二百機をこえるマックチャーター機が発着していますが、新国際空港は、今日の時点において初めて純民間空港として発着するのでありますから、今日までのいきさつや国民感情の上から、また、空港の安全確保の立場からも、マックチャーター機の発着には新空港を使用しない、そういうき然たる態度をもって対米交渉を行なうべきだと思つておりますが、この点に対する外務大臣としての見解と決意のほどを伺いたいのであります。

さらに、米空軍専用航空路について質問したいのであります。

現在、羽田は、木更津、館山方面からの一方交通によつて危険な空港ラッシュをかもし出してい

ることは御承知のとおりであります。その隘路が、これまでブルー14という米軍専用航空路にあることは申し上げるまでもありません。最近、政府は、羽田と米軍横田基地との併用管制によつて米空軍の行動に支障のない限り、これを突き抜けることができるよう、若干、運用面での改善を行ないましたが、基本的には依然として解決を見ておられないのであります。航空の安全、事故防止という観点から見た米空軍専用航空路問題は、目下のきわめて重要な課題であります。安保条約を推進する佐藤内閣に、その全面解決は望むべくもないのであります。せめて航空の安全のために、米空軍航空路の運用について規制を行なう程度のこととは、最小限度の措置であると思つております。

が、この点について外務大臣は、対米交渉によつて積極的に解決をなさるお気持ちがあるかどうか、明確にお答えいただきたいのであります。

最後に、佐藤総理に重ねてお伺いいたします。昨年十月以来、新国際空港の建設をめぐる、現地住民と官憲との間に、前後五回にわたる衝突が起り、負傷者一千名をこす流血の惨事が繰り返されたことは御承知と思ひます。私は、祖先伝承耕してきた自分の土地に限りない愛着を持って、今日の都市化現象にも目をくれずに、営々として築きあげてきた三里塚の農民の気持ちは尊重しなければならぬと思つております。この農民の気持をどうくみ取つて、現実施策の上に具現するかということこそが政治の要諦であり、ほんとうの民主政治であらうと思つております。

私は、以上幾つかの質問を通して、新東京国際空港が必ずしも適当でないことを具体的に指摘したつもりであります。

第一に、新国際空港の用地は、気象条件、土質、排水状況など、飛行場の条件として決して適切ではないこと、第二に、航空の長期展望に立てば、新空港の規模は狭きに失し、日遠からずして第二の空港の建設を余儀なくされること、第三は、諸外国の例にみても、新空港予定地は都心から六十六キロという、世界でも珍しい遠隔の地に位置していること等々、幾つかの重要な欠陥を持っているのであります。

いまこそ、佐藤総理は、航空界の将来に目を注ぎ、国家百年の大計をはかる高い次元に立つて、新たな観点から新東京国際空港の建設について再検討すべきであると思つております。

具体的には委員会を通じてお尋ねをいたしたいと思ひますが、重ねて総理の再考を促し、三里塚構想の変更を要求いたしまして、私の質問を終わります。

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 木村君にお答えいたします。

まず、第一に、交通運輸政策、その基本的な考え方のお尋ねがございました。木村君も交通関係の御経験がござりますので、御承知のよう、交通機関といたしましては、何よりも安

全、正確、迅速でなければならぬ。いつも三つの条件を備えるように言われております。ことに、そのうちでも、安全、これが確保されなくては何の利便と、かように非難を受けることになると思います。したがって、最近のごとく、交通需要が非常に激増し、また、自動車の数が非常にふえる、施設がそれに対応しておられない、とか安全の確保にこと欠く状況でございますので、そういう意味からは、いわゆる交通戦争を勝ち抜く、こういうようなことばで表現されておるうちに、陸上交通の安全を期する、こういうところに特に重点が置かれておるのであります。しかしながら、これはお話にもありましたように、ひとり陸上だけではございません。空中の最近の飛行機の激増、さらに、また、港湾における船舶の状況等から見ましても、海上、空中ともに、この安全を確保することに一その力をいたさなければならぬ、かように私は思います。

ところで、交通安全基本法を研究しておるということが、社会党の皆さんのお耳にもすでに入っておりますが、社会党はもうすでに御提案になりました。ただいま、政府は、総理府を中心にして、各関係省庁でこの問題と取り組んでおります。それと並行して、党自身も、この問題と取り組んでおります。しかし、まだ、ただいま言われる海陸の問題を別にするか、これを一緒にして、そうして安全の確保ということをもっとはつきり出すか、その辺の点が、まだ結論を得て

おりません。しかしながら、できるだけ早く、これらの点に結論を出しまして、そうして現在の状況に対処する姿勢をきめなければならない、かように考えております。

その意味におきまして、ただいまのジェット機の時代に、パイロットの養成や、あるいは機械整備の点でたいへんこと欠くのではない、中小航空会社等においてはそれらの点で不便を感じておる、これは御指摘のとおりであります。政府におきまして、この点にすでに意を用いて施策をいたしておりますが、まだまだ、十分だとは私も思っておりません。この点については、運輸大臣から詳しくお聞き取りをいたしたいし、また、政府は、このパイロットの養成その他について、さらに積極的にこの問題と取り組むことを御承知願いたいと思います。

次に、成田空港の問題についてお尋ねがございました。この種の空港をつくるのか、あるいは公共施設等につきましては、何よりも現地住民の理解と協力、これが最も必要でございます。この理解と協力なくしては、りっぱな空港もできない、公共事業などもその目的を達成することはできない、かように思います。そのような意味におきまして、私どもは、成田空港をきめました際に、知事と十分連絡をとりましたし、また、地元住民に對しまして説明会を開いて、そうして積極的に協力を求めるような、また、地元住民の意思を十分尊重するように努力してまいりました。

幸いにいたしまして、もうすでに御承知のように九割の方々の賛成を得た現在でございます。残りの一割の方々につきましても、さらに積極的に話し合いによりましてぜひとも理解を得、そうしてこの国家的事業に協力を得たい、かように私も考えておる次第でありまして、あらゆる努力をいたすつもりであります。

そうして、この成田空港を閣議決定をいたしましたことも、この種の公共事業といたしましては異例のことには属しますが、閣議決定をいたしましたのは、特に地元対策、その必要等を感じまして、特別に異例な処置の閣議決定をいたしましたのであります。これは、閣議決定をしてその力で云々ということではなしに、各省の協力を得るために閣議決定をし、そうして政府の地元住民に対する対策に万遺漏なきを期する、また地元住民の意向を十分くみ取る、こういうためにとった処置でございます。したがって、さように閣議決定をしたことを御了解を得たいと思います。

また、航空審議会が成田空港そのものを地域指定をしておらぬではないか、これは無視ではないかという御指摘でございますが、御承知のように、航空審議会では三地域について指定がございました。いわゆる富里地域、その付近、これが成田——いまの三里塚でございます。また、これは、御牧場等があり、比較的買収も容易なところだ、かように考えて、地元住民に御迷惑をなるべくかけないようにと、こういうことで、皇室の

特別な御協力を得ましてこれに決定したような次第でございます。私は、審議会の意思もここにあった、かように考えておりますので、十分尊重した、かようにこれまた御理解をいただきたいと思ひます。

次に、今回の規模は小さいではないかという御指摘であります。確かに、もともと広く、余裕がほしい、こういうふうなことも言えないではありません。しかしながら、供用開始時期におきまして、国際線の需要がまあ大体三万五千回ぐらいの発着でございます。そしてこの空港が完成された際には年間二十六万回の発着の処理ができる、かような能力でございますので、その供用開始時の三万五千回と比べまして、これからはずいぶん急速に発達する航空でございますけれども、十分私は目的を達するものだ、かように考えております。

さらにまた、これを再検討しないかというお話であります。私は、御指摘になりましたように、十分現地に住んでおられる方々の意向も尊重し、またこれらの方々に対する対策も他に見ないような手厚いものをいたしたつもりでございます。これはひとえに、この国家的な大事業を完成した、かような政府の考え方から御協力をお願いしておる次第でございます。それが先ほど申すようにすでに九割の賛成を得た、かような現状でございますから、残りの方々もぜひとも、この大勢をごらんになって、そして国家的の事業に御協力願

うよう、この機会にお願いする次第であります。その意味で、再検討する余地がございませんこととお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) ます、長期展望のこととありますが、まさに御指摘のとおりでございます。現在五カ年計画の上に、さらに昭和六十年を目標年次といたしまして、新しい機種の出現に備える。たとえばジャンボジェット、コンコルド、SST、こういう大型機の出現に備え、また、日航機の飛ぶ地域につきましても、北米大陸はもちろん、南米、さらに東南アジア、ソ連、中国、アフリカ、そういう地域全般に関する考慮も含め、さらに乗員養成のことも非常に重要でございます。年次計画、六十年を目標にいたしまして策定する考えでございます。

第二に、日航の資金の点でございますが、いままでも政府出資といたしまして百五十六億円ほど出しております。本年は二十九億円ほど出してあります。そのほか、米国の輸出入銀行からの借り入れが昭和四十二年において百十四億でございますが、これらはいずれも政府保証しております。今後これらの借り入れをさらに促進するようにいたしたいと思ひますし、日航は相当国際信用がございますので、ヨーロッパ方面において資金調達のことと考えてまいりたいと思ひます。次に、乗員の問題でございますが、これもまさに

に御指摘のとおりでございます。航空大学校の卒業生というのは、いままでも年三十人でありまして、ことしから九十人に増員いたしました。そのほか、三十七年から防衛庁に委託養成をお願いしているのが四十名、それから防衛庁の卒業生を割愛していただいているのが四十名でございますが、これで足りません。現在日航を見ますと、外人パイロットは百五名でございます。四十四年になりますと、これが百九十名ぐらいにふえる予想であります。こういう状態ではまことに遺憾でございます。乗員の養成につきましても、もっと増強をする方針で進みたいと思ひます。

試験官の問題も同様でございます。現在十五名でございますが、この点につきましても、さらに増強してまいるつもりであります。それから、訓練飛行場がないということも、非常にこれはロスでございます。そこで、硫黄島が返還されるに伴いまして、硫黄島を訓練飛行場に共用してもらうように防衛庁のほうともいま協議しております。

国内定期航空の運賃につきましては、新幹線の運賃とのパリティの問題であるとか、あるいはさらに新しい機種を購入する資金、安全確保のための施設その他の資金等も考慮いたしまして、やはり日本航空はかなりの自己資金を持っていないといけないと思うのであります。そういう点も考慮いたしまして、国内航空の定期運賃の点につきましては、十分検討してまいる所存でございます。

す。

それから航空法改正の問題でございますが、最近、科学の進歩に伴いまして、ドップラー測定というような新しい測定方法が発達いたしまして、ナビゲーターが必要でなくなっているような情勢でもあります。しかし、安全基準の問題もあり、また、飛行場周辺の住民保護の問題もございまして、改正する方針のもとに検討してまいりたいと思ひます。

最後に、成田空港の問題でございますが、関係各方面の非常な御協力によりまして九〇%の賛成を得ましたことは、まことに感謝にたえないところでございます。これからは反対派の皆さま方にも同じように親身の取り扱いをする考えでございます。まして、誠心誠意を尽くして話し合いを始めたいと思ひます。先般、条件四派の方が、反対派の方々に全く平等で差別扱いをしないで親切にやってくれというお話がその場でございましたが、非常に感銘を禁じ得なかつたところでございます。なお、時期がまいましたら、反対されている政党の皆さま方にもお願いにあがりたと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○国務大臣(水田三喜男君) 日航の機材購入費は、増資によって調達する自己資金と外国銀行からの長期借入れ金でまかなつておるものでございますが、金額については、いま運輸大臣からも御報告がございました。今日までの出資額の累計

は百五十六億円、今年度は二十九億円出資する予定になっております。また、米国の輸出入銀行に対する借入れの政府保証を昨年百十四億円いたしました。本年度はまだまだまっております。当初、輸出入銀行の借款が不可能ではないかと危ぶまれておりましたが、最近ようやく可能の見通しがつきました。そこで、本年度の予算におきましては、世銀とかあるいは米国の輸銀に対する外貨借入れ金に対する保証の限度として、大体三百六十億円相当額を計上してございますので、もしアメリカの輸出入銀行との契約が日航でできましたら、必要に応じて、その限度内に政府保証はいたすという考えでございます。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(宮澤喜一君) お尋ねの点は、確かに再編成の問題もございまして、また、運輸大臣が先ほど答弁をされましたような諸点もあると思ひます。やはり大量輸送になりますと、それらの条件をある程度見ながら、そのメリットを利用者に一部還元していくというようなことは、絶えず研究をしていく必要があるというふうに考えております。(拍手)

〔国務大臣権名悦三郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(権名悦三郎君) 地位協定第五条第一項によりまして、米軍機が施設、区域以外の日本の空港に出入する権利を条約上認められておりますので、米軍機の出入を全面的に禁止するということは、これはできないと考えてまゐります。

昭和四十三年四月十二日 参議院會議録第十二号 日本学校安全会法の一部を改正する法律案

新空港につきまして、われわれは米軍施設としてこれを提供するというような考えは毛頭持っていないが、ただいま申し上げたように、羽田と同様に、区域、施設以外の空港に出入する条約上の権利は、これは認めざるを得ませんから、新空港についても認めてまいりたいと思っておりますが、しかし、航空保安の関係その他から、必要であれば、いつでも合同委員会を通じて適当な協約を加えるということが出来るたてまえでございますから、その点は御了承願いたいと思ひます。

それから第二点は、米軍専用のいわゆるブルー14、この空域の問題でございますが、これは、民間航空が全面的にここを通航するということは、実際問題として、あまり必要はない。ないけれども、これは東西に横切るといふことは、どうしても民間航空の場合には必要が起こつてまいりますので、ただいま米軍と打ち合わせ中でございまして、近く何らかの解決を見るはすになつております。御了承願ひます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、日本学校安全会法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長中村喜四郎君。

審査報告書

日本学校安全会法の一部を改正する法律案右多数をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月九日

文教委員長 中村喜四郎

参議院議長 重宗 雄三殿

附則を次のように改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本学校安全会は、高等専門学校の学生の負傷、疾病、廃疾又は死亡で昭和四十三年四月一日以後この法律の施行の日前に生じたものにつき、この法律による改正後の日本学校安全会法第十八条第二項の災害共済給付を行なうことができる。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高等専門学校の学生を日本学校安全会の災害共済給付の対象とし、また監事に關する規定等を整備するものであつて、妥當な措置と認められたが、施行期日及び関連条項について所要の修正を加えた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

日本学校安全会法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十三年二月六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

日本学校安全会法の一部を改正する法律案

日本学校安全会法の一部を改正する法律案

日本学校安全会法(昭和三十四年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができる。

出することができる。

第十一条を次のように改める。

(役員(欠格条項))

第十一条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

第十二条第一項中「前条各号の一」を「前条の規定」に改める。

第十八条第二項中「(特殊教育諸学校の高等部を含む)」の下に、「高等専門学校」を、「生徒」の下

に、「学生」を加える。

第二十三条の見出し中「高等学校」の下に、「高等専門学校」を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十一条の二 安全会は、その役員及び職員に

対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第三十七条中「生徒」の下に、「学生」を加える。
附則第十一条第四項中「生徒」の下に、「学生」を加える。

附 則

この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

〔中村喜四郎君登壇、拍手〕

○中村喜四郎君 たいだいま議題となりました日本学校安全会法の一部を改正する法律案について、文教委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本学校安全会の業務である災害共済給付の対象に、小、中、高等学校等のほか、新たに高等専門学校等の学生を加えること及び最近における特殊法人に関する例にならない、監事に関する規定等を整備するものであります。

委員会におきましては、学校安全会の事業及びその経理内容、事務費の国庫補助増額について、また、学校安全会の給付の範囲を拡大して、学校公費、児童特有の伝染病等にも及ぼす問題、さらには、大学生をも加入せしめるべきかどうかの問

題等について、きわめて熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録で御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、まず楠委員より、施行期日の「昭和四十三年四月一日」を「公布の日」に改めるとともに、高等専門学校の学生の災害については、昭和四十三年四月一日にさかのぼって災害共済給付の対象とすることの修正案が提出され、その理由が述べられました。

次いで、鈴木委員より、安全会の掛け金は少なくともその七〇％は国費をもつてまかなうべきであること及び役員の方格条項の改正について賛成しがたいとの反対意見が述べられました。

かくて、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも多数をもって可決されました。よって、本法律案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案全部を問題に供します。委員長報告のとおり

り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、本案は委員会修正どおり議決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する特別委員長柳田桃太郎君。

審査報告書

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月十日

公職選挙法改正に関する特別委員長 柳田桃太郎

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、最近における公務員給与の改定、賃金の変動、運賃及び郵便料金の改定等に伴い、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で都道府県及び市区町村に交付するものの基準について積算単価の引上げ並びに開票事務執行の実情から開票所の超過勤務手当支給対象時間の延長をしようとするものであつて、おおむね妥当なものであると認める。

一、費用

この法律の施行により衆議院総選挙執行について約七億三千万円、参議院通常選挙執行について約七億一千万円の経費増となる。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年三月二十八日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

二四三

昭和四十三年四月十二日 参議院會議録第十二号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案

二四四

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

投票区 の選挙 人数	投票日	区市町村	
		区	市 町 村
五百人以上未滿	平日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
五百人以上未滿	土曜日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
五百人以上未滿	又は休日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
一千人以上未滿	平日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
一千人以上未滿	土曜日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
一千人以上未滿	又は休日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
二千人以上未滿	平日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
二千人以上未滿	土曜日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
二千人以上未滿	又は休日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
三千人以上未滿	平日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
三千人以上未滿	土曜日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
三千人以上未滿	又は休日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
五千人以上未滿	平日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
五千人以上未滿	土曜日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
五千人以上未滿	又は休日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
一万人以上未滿	平日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
一万人以上未滿	土曜日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
一万人以上未滿	又は休日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
二万人以上未滿	平日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
二万人以上未滿	土曜日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
二万人以上未滿	又は休日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
五千人以上未滿	平日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
五千人以上未滿	土曜日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
五千人以上未滿	又は休日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
一万人以上未滿	平日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
一万人以上未滿	土曜日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
一万人以上未滿	又は休日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
二万人以上未滿	平日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
二万人以上未滿	土曜日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
二万人以上未滿	又は休日	一、一〇〇円	一、一〇〇円

第四条第二項の表を次のように改める。

投票区 の選挙 人数	投票日	区市町村	
		区	市 町 村
五百人以上未滿	平日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
五百人以上未滿	土曜日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
五百人以上未滿	又は休日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
一千人以上未滿	平日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
一千人以上未滿	土曜日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
一千人以上未滿	又は休日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
二千人以上未滿	平日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
二千人以上未滿	土曜日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
二千人以上未滿	又は休日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
三千人以上未滿	平日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
三千人以上未滿	土曜日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
三千人以上未滿	又は休日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
五千人以上未滿	平日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
五千人以上未滿	土曜日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
五千人以上未滿	又は休日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
一万人以上未滿	平日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
一万人以上未滿	土曜日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
一万人以上未滿	又は休日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
二万人以上未滿	平日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
二万人以上未滿	土曜日	一、一〇〇円	一、一〇〇円
二万人以上未滿	又は休日	一、一〇〇円	一、一〇〇円

第四条第三項中「五千五百三十九円」を「七千六百六円」に、「五千四百四十円」を「六千八百六十三円」に、「三千八百三十円」を「五千四百四十五円」に改め、同条第五項中「四百円」を「五百円」に、「五百円」を「六百二十五円」に、「六百円」を「七百五十円」に、「六百五十円」を「八百十三円」に、「七百円」を「八百七十五円」に、「八百円」を「千円」に、「千六百二十五円」を「千八百七十五円」に改める。

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区 の選挙 人数	投票日	区市町村	
		区	市 町 村
一千人以上未滿	平日	二七、六六九円	二五、六〇九円
一千人以上未滿	土曜日	二七、六六九円	二五、六〇九円
一千人以上未滿	又は休日	二七、六六九円	二五、六〇九円
二千人以上未滿	平日	二七、六六九円	二五、六〇九円
二千人以上未滿	土曜日	二七、六六九円	二五、六〇九円
二千人以上未滿	又は休日	二七、六六九円	二五、六〇九円
三千人以上未滿	平日	二七、六六九円	二五、六〇九円
三千人以上未滿	土曜日	二七、六六九円	二五、六〇九円
三千人以上未滿	又は休日	二七、六六九円	二五、六〇九円
五千人以上未滿	平日	二七、六六九円	二五、六〇九円
五千人以上未滿	土曜日	二七、六六九円	二五、六〇九円
五千人以上未滿	又は休日	二七、六六九円	二五、六〇九円
一万人以上未滿	平日	二七、六六九円	二五、六〇九円
一万人以上未滿	土曜日	二七、六六九円	二五、六〇九円
一万人以上未滿	又は休日	二七、六六九円	二五、六〇九円
二万人以上未滿	平日	二七、六六九円	二五、六〇九円
二万人以上未滿	土曜日	二七、六六九円	二五、六〇九円
二万人以上未滿	又は休日	二七、六六九円	二五、六〇九円

第五条第二項の表を次のように改める。

区市町村	区	市	町	村
一万人以上未滿	一〇九、九〇七	七九、一〇七	六四、二四一	
二万人以上未滿	一二六、〇六三	一一〇、九七一	七三、〇二九	
三万人以上未滿	一五五、四二二	一三五、二七三	八九、六八九	

第五条第三項の表を次のように改める。

区市町村	区	市	町	村
一万人以上未滿	一八、六一〇円	一六、七九〇円	九、三二四円	
二万人以上未滿	二二、三三三	二〇、一四八	一〇、六五六	
三万人以上未滿	三三、四九八	三〇、二二二	一五、九八四	
四万人以上未滿	四〇、九四二	三六、九三八	一九、九八〇	
五万人以上未滿	五二、一〇八	四七、〇二二	二五、三〇八	
六万人以上未滿	六八、八五七	六二、一二三	三三、三〇〇	
七万人以上未滿	七四、四四〇	六七、一六〇	三五、九六四	
八万人以上未滿	八五、六〇六	七七、二三四	四一、二九二	
九万人以上未滿	一〇〇、四九四	九〇、六六六	四七、九五二	

第五条第四項の表を次のように改める。

一 千 人 未 滿	三、三三三 一五、五七六 二、六二八 二〇、一四八 一四、三三〇 二、五五四 一〇、六五六 七、五八〇 一、二四四
二 千 人 未 滿	三、四四九 二二、六四四 三、九四三 三〇、二三三 二一、三三〇 三、五五六 一五、九四四 一一、二八〇 一、八七七
三 千 人 未 滿	四、九三三 二八、八八六 四、八二八 三六、九三八 二六、〇七〇 四、三三四 一九、九九〇 一四、一〇〇 二、三四四
五 千 人 未 滿	五、〇一八 三六、七四四 六、一三三 四七、〇三三 三三、一八〇 五、五五六 二五、〇〇八 一七、八六〇 二、九六五
一 万 人 未 滿	六、八三七 四八、五六一 八、一〇三 六二、一三三 四三、八四五 七、二九九 三三、三〇〇 二二、五八〇 三、九〇〇
一 万 五 千 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
二 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
二 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 万 人 未 滿	七、四四〇 五、三三〇 八、七六〇 六七、一六〇 四七、四〇〇 七、八八〇 三五、九四四 二五、三八〇 四、二二二
三 	

昭和四十三年四月十二日 参議院會議録第十二号 国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

三万人以上	二五、〇八	七五、五三	三、七四	六八、一七	二、一五	三六、四五
二万人以上	二九、五五	八八、六六	二六、六七	八〇、〇二	一四、二三	四一、三三

第五条第六項中「七百九十五円」を「九百五十七円」に改める。

第六條第一項中「十二万七百五十一円」を「十五万二千九百四十二円」に改め、同条第二項中「四十三万八千六百六十円」を「五十万三千四百六十三円」に改める。

第六条第三項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分会 開かれる地	区	市 町 村
衆議院議員選挙会	五四、七六円	五三、六五六円
参議院地方選出議員選挙会及び 参議院全国選出議員選挙分会	一三一、五九二	一二九、〇四三

第六條第四項中「二万四千元」を「一万七千五百円」に、「一万七千五百円」を「二万一千八百七十五円」に、「二万一千円」を「二万六千二百五十円」に、「二万二千七百五十円」を「二万八千四百三十八円」に、「二万四千五百円」を「三万六千二百五十円」に、「二万八千円」を「三万五千円」に、「二万九千五百七十五円」を「三万六千七百五十円」に改める。

第七條第一項の表を次のように改める。

[illegible]

第九条第一項の表を次のように改める。

(七)	百万以上	七、〇	六、九三	六、五四	八、〇二	九、五三	一〇、九五	一一、三三
(六)	七十万以上 未滿	八、四四	八、四三	六、六三	八、〇五	九、五九	一一、〇〇	一二、三三
(五)	五十万以上 未滿	七、六九	七、六八	六、八〇	八、二三	九、七九	一一、三六	一二、四〇

第九條第二項中「千四百九十四圓」を「二千五百二十四圓」に、「千三百八十七圓」を「千八百五十三圓」に、「千三百三十三圓」を「千四百七十三圓」に改め、同條第七項中「百六十四圓」を「二百圓」に、「二百圓」を「二百五十四圓」に、「二百四十圓」を「三百圓」に、「二百六十五圓」に、「二百八十五圓」を「三百五十四圓」に、「三百二十圓」を「四百圓」に、「五百二十圓」を「六百圓」に改める。

第十條第一項の表を次のように改める。

第十条第一項の表を次のように改める。

学 校		施設 演説 会開催 の 時	演説会 開催 の日	区市町村	区	市	町	村
夜 間	昼 間							
八、六五四	三、〇〇五 円	平日	土曜日の午後 又は日曜日の 午前八時から 午後五時まで をいうもの とする。 以下同じ。	区市町村	区	市	町	村
八、六五四	八、四七七 円	平日	土曜日の午後 又は日曜日の 午前八時から 午後五時まで をいうもの とする。 以下同じ。	区市町村	区	市	町	村
七、八八三	二、六五五 円	平日	土曜日の午後 又は日曜日の 午前八時から 午後五時まで をいうもの とする。 以下同じ。	区市町村	区	市	町	村
七、八八三	七、七〇五 円	平日	土曜日の午後 又は日曜日の 午前八時から 午後五時まで をいうもの とする。 以下同じ。	区市町村	区	市	町	村
六、八二三	二、七五五 円	平日	土曜日の午後 又は日曜日の 午前八時から 午後五時まで をいうもの とする。 以下同じ。	区市町村	区	市	町	村
六、八二三	六、六三三 円	平日	土曜日の午後 又は日曜日の 午前八時から 午後五時まで をいうもの とする。 以下同じ。	区市町村	区	市	町	村

学校以外 の施設	昼 間		夜 間	
	五、〇〇五	一〇、四七五	一〇、六五四	九、八八三
				八、八八三
				八、八八三

第十條第二項中「三千九百八十四円」を「五千四百七十二円」に、「三千七百円」を「四千九百四十円」に、「二千七百五十六円」を「三千九百二十円」に改める。

第十三條第一項第一号から第七号までを次のように改める。

一 都道府県

選挙 の人数	五十万人 未満		五十万人 以上 七十五万 人未満		七十五万 人以上 百万人未 満		百万人 以上 二百五十 万人未満		二百五十万人 以上 三百万人未 満		三百万人 以上	
	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙
都及び大 都市のあ る府県	三、五七、四二九円	四、三九、九四九円	四、九一、七三三円	四、八八、三三九円	五、三三、六九二円	五、五五、二九二円	六、六四、一三三円	六、五九、六六九円	六、七六、六二二円	六、四六、三二九円	六、八八、三二九円	六、八八、三二九円
その他の 都府県	三、五七、四二九円	四、三九、九四九円	四、九一、七三三円	四、八八、三三九円	五、三三、六九二円	五、五五、二九二円	六、六四、一三三円	六、五九、六六九円	六、七六、六二二円	六、四六、三二九円	六、八八、三二九円	六、八八、三二九円

二 都道府県の支庁又は地方事務所

衆議院議員選挙	五、六九、二八九円
参議院議員選挙	五、八五、三七九円
三 認定出先機関	
衆議院議員選挙	三、一六、九六七円
参議院議員選挙	三、二五、〇二二円
四 大都市	
衆議院議員選挙	一、五二九、八五二円

昭和四十三年四月十二日 参議院會議録第十二号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

参議院議員選挙

一、五六二、六九二円

五 区

選挙 の人数	五万人 未満		五万人 以上 十万人未 満		十万人 以上 十五万人未 満		十五万人 以上	
	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙
都及び大 都市のあ る府県	八、五、三三三円	一、〇〇九、八三三円	一、〇〇九、八三三円	一、三三、三三三円	一、三三、三三三円	一、三三、三三三円	一、三三、三三三円	一、三三、三三三円
その他の 都府県	八、五、三三三円	一、〇〇九、八三三円	一、〇〇九、八三三円	一、三三、三三三円	一、三三、三三三円	一、三三、三三三円	一、三三、三三三円	一、三三、三三三円

六 市

選挙 の人数	三万人 未満		三万人 以上 五万人未 満		五万人 以上 十万人未 満		十万人 以上 十五万人未 満		十五万人 以上	
	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙
都及び大 都市のあ る府県	三、五、六六六円	五、〇、六六六円	五、〇、六六六円	七、五、三三三円	一、二、六、九二五円	一、二、六、九二五円	一、四、四、三三三円	一、四、四、三三三円	一、四、四、三三三円	一、四、四、三三三円
その他の 都府県	三、五、六六六円	五、〇、六六六円	五、〇、六六六円	七、五、三三三円	一、二、六、九二五円	一、二、六、九二五円	一、四、四、三三三円	一、四、四、三三三円	一、四、四、三三三円	一、四、四、三三三円

七 町村

選挙 の人数	二千人 未満		二千人 以上 三千人未 満		三千人 以上 五千人未 満		五千人 以上 一万人未 満		一万人 以上 二万人未 満		二万人 以上	
	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙
都及び大 都市のあ る府県	三、五、〇〇〇円	三、六、二五五円	三、六、二五五円	五、〇、六六六円	五、〇、六六六円	五、〇、六六六円	六、六、六六六円	六、六、六六六円	一、四、八、五五五円	一、四、八、五五五円	一、四、八、五五五円	一、四、八、五五五円
その他の 都府県	三、五、〇〇〇円	三、六、二五五円	三、六、二五五円	五、〇、六六六円	五、〇、六六六円	五、〇、六六六円	六、六、六六六円	六、六、六六六円	一、四、八、五五五円	一、四、八、五五五円	一、四、八、五五五円	一、四、八、五五五円

第十三條第二項第一号から第七号までを次のように改める。

一 都道府県

選挙 の人数	五十万人 未満		五十万人 以上 七十五万 人未満		七十五万 人以上 百万人未 満		百万人 以上 二百五十 万人未満		二百五十万人 以上 三百万人未 満		三百万人 以上	
	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙
都及び大 都市のあ る府県	三、五、〇〇〇円	三、六、二五五円	三、六、二五五円	五、〇、六六六円	五、〇、六六六円	五、〇、六六六円	六、六、六六六円	六、六、六六六円	一、四、八、五五五円	一、四、八、五五五円	一、四、八、五五五円	一、四、八、五五五円
その他の 都府県	三、五、〇〇〇円	三、六、二五五円	三、六、二五五円	五、〇、六六六円	五、〇、六六六円	五、〇、六六六円	六、六、六六六円	六、六、六六六円	一、四、八、五五五円	一、四、八、五五五円	一、四、八、五五五円	一、四、八、五五五円

昭和四十三年四月十二日 参議院會議録第十二号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

二四九

二百五十万人以上 二百五十万人未満		二百五十万人以上 二百五十万人未満		二百五十万人以上 三百五十万人未満		三百五十万人以上	
都及び大 都市のあ る府県	その他の 道及び県	都及び大 都市のあ る府県	その他の 道及び県	都及び大 都市のあ る府県	その他の 道及び県	都及び大 都市のあ る府県	その他の 道及び県
一、四八、五三三 円	一、一八、八二五 円	一、三三、〇八三 円	一、五九、〇四五 円	一、四三、〇三三 円	一、五〇、一八五 円	一、九八、五五〇 円	一、九四、〇三〇 円
一、四八、五三三 円	一、一八、八二五 円	一、三三、〇八三 円	一、五九、〇四五 円	一、四三、〇三三 円	一、五〇、一八五 円	一、九八、五五〇 円	一、九四、〇三〇 円

二 都道府県の支庁又は地方事務所

衆議院議員選挙 四一三、四三〇円
参議院議員選挙 四二九、五二〇円

三 認定出先機関

衆議院議員選挙 二二一、四一〇円
参議院議員選挙 二一九、四五五円

四 大都市

衆議院議員選挙 九六五、四九五円
参議院議員選挙 九九八、三三五円

五 区

衆議院議員選挙 四三三、九六六円
参議院議員選挙 四五三、六七〇円

六 市

選挙人の数 三万人未満		選挙人の数 三万人以上 五万人未満		選挙人の数 五万人以上 十万人未満		選挙人の数 十万人以上 十五万人未満		選挙人の数 十五万人以上	
衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙
一九、三三三 円	二〇、七三三 円	二二、〇五三 円	二二、四七三 円	三三、〇六三 円	三三、八〇三 円	四九、一六三 円	四九、八〇三 円	四九、五三三 円	四九、五三三 円

七 町村

選挙人の数 一千人未満		選挙人の数 一千人以上 二千人未満		選挙人の数 二千人以上 三千人未満		選挙人の数 三千人以上 五千人未満		選挙人の数 五千人以上 一万人未満		選挙人の数 一万人以上 二万人未満		選挙人の数 二万人以上	
衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙
三、三三三 円	三、三三三 円	三、三三三 円	三、三三三 円	三、三三三 円	三、三三三 円	三、三三三 円	三、三三三 円	三、三三三 円	三、三三三 円	三、三三三 円	三、三三三 円	三、三三三 円	三、三三三 円

第十三条第三項第一号から第七号までを次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数 五十万人未満	五十万人以上 七十五万人未満	七十五万人以上 百万人未満	百万人以上 二百五十万人未満	二百五十万人以上 三百五十万人未満	三百五十万人以上
八五、八〇〇 円	九六、六五〇 円	一〇七、五〇〇 円	一〇八、四〇〇 円	一〇九、三〇〇 円	一〇九、三〇〇 円

都及び大 都市のあ る府県	その他の 道及び県	都及び大 都市のあ る府県	その他の 道及び県	都及び大 都市のあ る府県	その他の 道及び県	都及び大 都市のあ る府県	その他の 道及び県
二〇、三三三 円	二八、八〇〇 円	二〇、三三三 円	二八、八〇〇 円	二〇、三三三 円	二八、八〇〇 円	二〇、三三三 円	二八、八〇〇 円

二 都道府県の支庁又は地方事務所

認定出先機関 四二、九二四円
大都市 二二、四六二円
区 一一〇、三七三円
市 三三、八二九円

六 市

選挙人の数 三万人未満		選挙人の数 三万人以上 五万人未満		選挙人の数 五万人以上 十万人未満		選挙人の数 十万人以上 十五万人未満		選挙人の数 十五万人以上	
衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙
一九、三三三 円	二〇、七三三 円	二二、〇五三 円	二二、四七三 円	三三、〇六三 円	三三、八〇三 円	四九、一六三 円	四九、八〇三 円	四九、五三三 円	四九、五三三 円

七 町村

選挙人の数 一千人未満		選挙人の数 一千人以上 二千人未満		選挙人の数 二千人以上 三千人未満		選挙人の数 三千人以上 五千人未満		選挙人の数 五千人以上 一万人未満		選挙人の数 一万人以上 二万人未満		選挙人の数 二万人以上	
衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙	衆議院議員 選挙	参議院議員 選挙
三、三三三 円	三、三三三 円	三、三三三 円	三、三三三 円	三、三三三 円	三、三三三 円	三、三三三 円	三、三三三 円	三、三三三 円	三、三三三 円	三、三三三 円	三、三三三 円	三、三三三 円	三、三三三 円

第十三条第四項本文中「四千八百円」を「六千円」に、「二千四百円」を「三千円」に改め、同項の表を次のように改める。

地 域	都道府県市町村等		
	都 道 府 県	支 庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村	
一 級 地	七、五〇〇円	三、七五〇円	
二 級 地	九、〇〇〇円	四、五〇〇円	
三 級 地	九、七五〇円	四、八七五円	
四 級 地	一〇、五〇〇円	五、二五〇円	
五 級 地	一二、〇〇〇円	六、〇〇〇円	
道 の 区 域	一八、〇〇〇円	九、〇〇〇円	

第十三条の二第二項中「八十円」を「百三十円」に改める。

第十四条第一項の表を次のように改める。

選 挙	衆議院議員選挙		
	衆議院議員選挙	参議院地方選出議員選挙	参議院全国選出議員選挙
投票管理者、開票管理者、選挙長等	一日につき 一、五〇〇円	一日につき 一、五〇〇円	一日につき 一、五〇〇円
投票管理者	一日につき 一、五〇〇円	一日につき 一、五〇〇円	一日につき 一、五〇〇円
開票管理者	一日につき 一、五〇〇円	一日につき 一、五〇〇円	一日につき 一、五〇〇円
選挙長	一日につき 一、五〇〇円	一日につき 一、五〇〇円	一日につき 三、〇〇〇円
選挙分会長	一日につき 一、五〇〇円	一日につき 一、五〇〇円	一日につき 一、五〇〇円
投票立会人	一日につき 一、二〇〇円	一日につき 一、二〇〇円	一日につき 一、二〇〇円
開票立会人	一日につき 一、二〇〇円	一日につき 一、二〇〇円	一日につき 一、二〇〇円
選挙立会人	一日につき 一、二〇〇円	一日につき 一、二〇〇円	一日につき 一、二〇〇円

第十七条第二項中「二十万四千八百円」を「二十七万二千三百二十円」に改め、同条第三項中「九五、

昭和四十三年四月十二日 参議院会議録第十二号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

八三三」を「一三一、五九二」に、「五八、二七七」を「八〇、〇二三」に、「九三、九八〇」を「一二九、〇四三」に、「五七、一五〇」を「七八、四七二」に改める。

附 則

- この法律は、公布の日から施行する。
- この法律の施行の際すでにその期日を公示し又は告示してある選挙又は国民審査については、なお従前の例による。

〔柳田桃太郎君登壇、拍手〕

○柳田桃太郎君 ただいま議題となりました法律

案は、国会議員の選挙等の執行経費で国が都道府

県及び市区町村に交付するものの基準について、

最近の公務員給与の改定、賃金の変動、運賃及び

郵便料金の改定等に伴って引き上げをはかるもの

であります。

特別委員会においては、事務経費の算定内容等

について質疑が行なわれました。

質疑を終了し、採決の結果、本案は、全会一致

をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君） 総員起立と認めます。よつ

て、本案は全会一致をもって可決せられました。

昭和四十三年四月十二日 参議院會議録第十二号

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十四分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君		副議長 河野 謙三君		議員	
原田 立君	山高しげり君	黒柳 明君	矢追 秀彦君	瓜生 清君	中沢伊登子君
市川 房枝君	中尾 辰義君	浅井 亨君	片山 武夫君	八田 一朗君	西村 尚治君
内藤菅三郎君	北條 簡八君	櫻井 志郎君	谷口 慶吉君	多田 省吾君	宮崎 正義君
小平 芳平君	金丸 富夫君	井川 伊平君	青田源太郎君	山田 徹一君	鍋島 直紹君
木内 四郎君	辻 武寿君	和泉 覚君	紅露 みつ君	楠 正俊君	内田 芳郎君
高橋雄之助君	大森 久司君	中村喜四郎君	久保 勘一君	津島 文治君	天坊 裕彦君
山本 杉君	木島 義夫君	山本 杉君	久保 勘一君	津島 文治君	天坊 裕彦君
温水 三郎君	木村 睦男君	西田 信一君	三木與吉郎君	八木 一郎君	廣瀬 久忠君
木村 睦男君	西田 信一君	沢田 一精君	森 八三一君	徳永 正利君	吉武 恵市君
西田 信一君	天坊 裕彦君	西郷吉之助君	徳永 正利君	重政 庸徳君	二木 謙吾君
沢田 一精君	三木與吉郎君	八木 一郎君	廣瀬 久忠君	高橋 衛君	青木 一男君
三木與吉郎君	八木 一郎君	廣瀬 久忠君	高橋 衛君	青木 一男君	森部 隆輔君
八木 一郎君	廣瀬 久忠君	高橋 衛君	青木 一男君	森部 隆輔君	佐田 一郎君
廣瀬 久忠君	高橋 衛君	青木 一男君	森部 隆輔君	佐田 一郎君	近藤英一郎君
高橋 衛君	青木 一男君	森部 隆輔君	佐田 一郎君	近藤英一郎君	鍋島 直紹君
青木 一男君	森部 隆輔君	佐田 一郎君	近藤英一郎君	鍋島 直紹君	小林 章君
森部 隆輔君	佐田 一郎君	近藤英一郎君	鍋島 直紹君	小林 章君	楠 正俊君
佐田 一郎君	近藤英一郎君	鍋島 直紹君	小林 章君	楠 正俊君	内田 芳郎君
近藤英一郎君	鍋島 直紹君	小林 章君	楠 正俊君	内田 芳郎君	伊藤 顯道君
鍋島 直紹君	小林 章君	楠 正俊君	内田 芳郎君	伊藤 顯道君	近藤 信一君
小林 章君	楠 正俊君	内田 芳郎君	伊藤 顯道君	近藤 信一君	藤原 道子君
楠 正俊君	内田 芳郎君	伊藤 顯道君	近藤 信一君	藤原 道子君	岡田 宗司君
内田 芳郎君	伊藤 顯道君	近藤 信一君	藤原 道子君	岡田 宗司君	
伊藤 顯道君	近藤 信一君	藤原 道子君	岡田 宗司君		
近藤 信一君	藤原 道子君	岡田 宗司君			
藤原 道子君	岡田 宗司君				
岡田 宗司君					
</					

国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

法務大臣 赤間 文三君

外務大臣臨時代理 椎名悦三郎君

大蔵大臣 水田三喜男君

文部大臣 灘尾 弘吉君

厚生大臣 國田 直君

運輸大臣 中曾根康弘君

自治大臣 赤澤 正道君

国務大臣 宮澤 喜一君

政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君

厚生省公衆衛生局長 村中 俊明君

〔第九号参照〕

審査報告書

昭和四十三年度一般会計暫定予算

昭和四十三年度特別会計暫定予算

昭和四十三年度政府関係機関暫定予算

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年三月三十日

予算委員長 西郷吉之助

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和四十三年度一般会計暫定予算、昭和四十三年度特別会計暫定予算及び昭和四十三年度政府関係機関暫定予算は、昭和四十三年四月一日から四月十六日までの期間に係る暫定予算であつて、昭和四十三年度本予算が年度内に成立することが困難となつたことに伴ひ応急的な措置として編成されたものである。

暫定予算の編成方針としては、本予算が成立するまでの応急的な措置であることにかんがみ、人件費、事務費等の経常的な経費のほか、既定の施策に係る経費は、法令に基づき国の義務となつてゐる経費等必要最小限のものについて所要額を計上することとし、新規の施策に係る経費は、原則として計上しないこととしてい

るが、教育及び社会政策上の配慮等から、暫定予算期間中といへども放置することが適当でないものについては、特にこれを計上することとしている。

昭和四十三年度一般会計暫定予算の総額は、

歳入八百九十四億一千五百二十五万四千円、歳

出四千三百九十億六千四百七十七万四千円であ

つて、差し引き三千四百九十六億四千九百五十

二万円の歳出超過となるが、国庫の資金繰りに

ついては、必要に応じ、大蔵省証券を三千億円

まで発行することとしている。

右の措置は、本予算の成立までのやむを得な

い応急的な措置であり、おおむね妥当なものと

認める。

審査報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承

認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年三月三十日

通信委員長 久保 等

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第三十七条第二項の規定に基づいて昭和四十三年度における日本放送協会の収支予算、事業計画及び資金計画について承認を求めてきているものであるが、その内容は同協会の行なうラジオ放送事業及びテレビジョン放送事業等に必要なるものであつて、いずれも妥当なものと認め、委員会は全会一致をもつて承認すべきものと決定した後、別紙の附帯決議を行なつた。

なお、日本放送協会の昭和四十三年度収支予算は、収入九百九十八億五千百万円、前期繰越剰余金六億円、支出一千四億五千百万円であ

る。

附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施につとむべきである。

一、本件収支予算、事業計画等については、国会における審議が十分につくせるよう早期に国会に提出すること。

一、難視聴地域の解消並びに受信障害防止対策を積極的に推進すること。

一、協会は、カラーテレビジョンの番組及び放送時間は国民生活向上の度合に即応せしめるようにするともに、経営の合理化、能率の向上をはかり、将来の受信料の減額についても検討すること。

一、放送法の精神にのっとり、表現の自由と放送の不偏不党の方針を堅持すること。

審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よ

つて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年三月三十日

地方行政委員長 津島 文治

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、住民負担の軽減及び合理化を図るため、個人の住民税について、基礎控除、配偶者控除、扶養控除等の諸控除及び傷害者等の非課税範囲を引き上げ、個人の住民税及び事業税の専従者控除の引き上げ等を行なうほか、不動産取得税、固定資産税、電気ガス税、国民健康保険税等について所要の改正を行なうとともに、地方団体の道路財源を充実するため、自動車取得税を新設する等の措置を講じようとする。

るものであつて、おおむね妥当な措置と認め

る。なお別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、地方税制について、左の措置を講ずべきである。

一、低所得者に対する住民税負担の軽減を図るため、引続き課税最低限度額の引上げに努めるとともに、市町村民税における課税所得の段階区分の改善、標準税率超過課税の合理化等についても適切な措置を講ずること。

なお、事業専従者控除については、所得税におけるいわゆる完全給与制の実施等をも考慮して合理化を図ること。

一、自動車取得税の免税点については、明年度においてその引上げを図ると共に、特殊用途車等

の課税についてもその社会的意義を考慮して慎重を期すること。

なお、下肢又は体幹が不自由であるため、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けているものが自ら運転するために取得する自動車に係る自動車取得税については、都道府県において減免措置を講ずるよう適切な配慮をすること。

また、自動車取得税の市町村への交付にあつては、交通量の実態等を考慮して配分すること。

一、大都市については、その財政の実態に鑑み、税源の充実を検討して明年度において具体化に努めること。

一、市町村の固定資産税の税率に関する自治大臣の指示については、その運用にあたつて地方自治の干渉とならないよう慎重を期すること。

一、国の租税特別措置による影響が自動的に地

方税に及ぶことのないように配慮するとともに、電気ガス税における非課税品目の整理を図るよう努めること。
右決議する。

昭和四十三年四月十二日 参議院會議録第十二号

五五四

明治三十五年三月三十一日
第○種郵便物認可

定価 一部 二十五円
（送料別）
（郵送料別）

発行所

東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二（大代）